



# 鳥取県公報

令和6年11月12日（火）  
第9645号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 告 示 物品売払代金の収納事務の委託（613）（文化政策課）・・・・・・・・・・ 2
- ◇ 公 告 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく裁定の申請  
（県土総務課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- ◇ 調達公告 落札者の決定（病院局総務課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

# 告 示

## 鳥取県告示第613号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、第68回鳥取県美術展覧会に係る図録の物品売払代金の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年11月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定公金事務取扱者			委託年月日	委託期間
名称	事務所の所在地	指定年月日		
倉吉博物館協会	倉吉市仲ノ町3445 － 8	令和6年10月28日	令和6年10月29日	令和6年11月1日から 同月15日まで

# 公 告

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号。以下「法」という。）第10条第1項の規定により中国電力ネットワーク株式会社から土地使用权等の取得についての裁定の申請（以下「本件申請」という。）があり、同法第11条第1項の規定による確認の結果、本件申請に係る事業が同項各号に掲げる要件のいずれにも該当すると認めるので、同条第4項の規定により次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

令和6年11月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 特定所有者不明土地の所在、地番及び地目

所在	地番	地目
米子市目久美町	384	墓地

### 2 異議等の申出等

(1) 次のア又はイに掲げる者は、3の(2)の期間内に、知事にそれぞれに定める事項を申し出ること。なお、3の(2)の期間内に申出がないときは、知事が法第13条第1項の裁定をすることがある。

ア 特定所有者不明土地又は当該特定所有者不明土地にある物件に関し所有権その他の権利を有する者であつて、本件申請に係る裁定申請書、事業計画書又は補償金額見積書に記載された事項（裁定申請書にあつては、法第10条第2項第1号及び第6号に掲げる事項を除く。）について異議のあるもの 当該異議の内容及びその理由

イ 特定所有者不明土地の所有者であつて、補償金額見積書に特定所有者不明土地の確知所有者として記載されていないもの（アに掲げる者を除く。） 当該特定所有者不明土地の所有者である旨

### (2) 異議等の申出方法

(1)の申出をしようとする者は、次により申し出ること。

#### ア 提出書類

次に掲げる事項を記載した申出書及び(1)のア又はイに掲げる者の権原を証する書面

(ア) 申出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあつては、所在地）

(イ) 当該申出に係る特定所有者不明土地の所在及び地番

(ウ) (1)のアによる申出をしようとする場合においては異議の内容及びその理由、(1)のイによる申出をしようとする場合においては特定所有者不明土地の所有者である旨

#### イ 提出先

鳥取県県土整備部県土総務課（鳥取市東町一丁目220）

### 3 関係書類の縦覧

#### (1) 縦覧に供する書類

裁定申請書及びその添付書類

## (2) 縦覧に供する期間

令和6年11月12日から2月間

## (3) 縦覧に供する場所

2の(2)のイに同じ。

## 調 達 公 告

総合評価一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年11月12日

鳥取県営病院事業管理者 広 瀬 龍 一

1 調 達 件 名 及 び 数 量	鳥取県立中央病院及び鳥取県立厚生病院における医薬品調達管理等業務 一式
2 契 約 方 式	総合評価一般競争入札
3 落 札 日	令和6年10月25日
4 落札者の名称及び所在地	MC i S 鳥取市吉方112-1
5 落 札 金 額	47,520,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
6 入 札 公 告 日	令和6年9月6日
7 落 札 方 式	総合評価落札方式
8 契約事務担当部局の名称 及び所在地	鳥取県立中央病院事務局経営戦略課 鳥取市江津730 鳥取県立厚生病院事務局経営課 倉吉市東昭和町150